

介護予防安心住まい改修事業

介護保険の認定を受けていない高齢者の方を対象に、住宅を改修することにより、生活機能の維持向上、転倒事故を防止し、安心して生活することができるよう費用の一部を助成しています。事業を希望される方は、下記の担当までご連絡ください。

1. 対象者

町内に住所を有している65歳以上の者で、下記に該当する者

- ・地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第609001号厚生労働省老健局長通知）に定める介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者と認定された者。（認定申請中の者を除く）

※ 対象者1人につき1回までしか助成できません。

2. 対象住宅

町内に所在するもので、次のすべてに該当するもの

- (1) 対象者が自己の居住のために使用しているもの
- (2) 居住している全ての者が、市町村民税非課税であること

※ 4月～5月に申請する場合は、前年度の課税状況で判断します。

3. 対象工事

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止または移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 洋式便所等への便器の取り替え 等

4. 助成額

対象工事に要する費用の総額（24万円上限）の3分の2を助成【16万円が上限】

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

5. 申請方法

工事着手前に助成申請書（担当窓口にあります）に次の書類を添えて、下記の担当まで申請ください。

- (1) 工事費見積書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 施工前の写真（撮影日が確認できるもの）
- (4) 平面図（改修箇所を明示すること）
- (5) 住宅所有者の承諾書

※ 申請者または対象住宅の居住者が所有する場合は不要です。

【担当】

大山崎町 健康福祉部 健康課 高齢介護係
TEL 075-956-2101（内線137）